

## 令和8年度つくば市有機農業生産資材購入補助金交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、有機栽培圃場の拡大に取り組む農業者に対して、土壌診断に基づく土づくりを行うために必要な有機質肥料や堆肥など、農業資材の購入費用の一部を助成し、有機栽培圃場の拡大を促すことを目的に補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、つくば市補助金交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要項に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日付け農林水産省告示第59号。以下「有機JAS」という。）に定められた水準で取り込まれる農業のこと。
- (2) 有機JAS認証とは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、有機JASに適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定し、事業者が得られる証明のこと。
- (3) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (4) 認定新規就農者とは、法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (5) つくば市地域計画の目標地図に位置付けのある農業者とは、農業経営基盤強化法第19条の規定に基づき、つくば市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した目標地図に掲載された者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新たな農地（有機JASの認証を取得していない農地）において有機農業に取り組む者で、補助金の交付を申請する時点において、市内に住所を有する個人又は市内に本店を所在する法人であって、下記のいずれかに該当する者とする。

- ア つくば市の認定農業者
- イ つくば市の認定新規就農者

ウ つくば市地域計画の目標地図に位置付けのある農業者

(補助対象資材)

第4条 補助金の交付の対象となる農業資材（以下「補助対象資材」という。）は、土壌診断を実施し、その診断結果のもと、有機農業転換前の市内農地において使用する、有機 JAS に適合した有機質肥料や堆肥などの農業資材とする。

2 補助対象資材は、有機 JAS に適合していることを証することができ、年度内に使用する資材とする。

3 有機 JAS 認証を取得している農地で利用する補助対象資材は当該補助金の対象外とする。

4 国や県の補助金や交付金を受ける農地で使用する補助対象資材は、当該補助金の対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象資材の実支出額（合計額）の2分の1を超えない範囲で市長が定める額とする。ただし、土壌診断を実施した農地面積10アール当たり25,000円（1アール未満切り捨て）を原則とし、一経営体当たり500,000円を上限とする。

(補助金の制限)

第6条 補助金の交付を受けることができる回数は、1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和8年度つくば市有機農業生産資材購入補助金交付申請書（様式第1号）に、耕作予定地の土壌診断書（申請時1年以内のもの）、購入資材の見積書及び有機 JAS 適合を証する写しを添付し、市長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定したときは、令和8年度つくば市有機農業生産資材購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(事業の内容変更・中止・廃止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容に重要な変更が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに、令和8年度つくば市有機農業生産資材購入補助金変更・中止・廃止申請書（様式第3号）を提出して、市長の承認を受けなければならない。

ただし、市長が認める軽微な変更を除くものとする。なお、重要な変更とは下記（1）及び（2）のとおりとする。

(1) 事業実施者の変更

(2) 事業費の増、又は補助金の30%を超える減

なお、この場合における30%は、交付決定額（変更の承認があったときは、直近の変更承認後の額）を基準として算定する。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和8年度つくば市有機農業生産資材購入補助金変更・中止・廃止承認書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業を中止、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度つくば市有機農業生産資材購入補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第11条 市長は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金の額を確定し、令和8年度つくば市有機農業生産資材購入補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度つくば市有機農業生産資材購入補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第13条 第9条第1項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の規定による交付決定の一部若しくは全部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、本要項又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助金を交付決定された補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合。
- (4) 補助事業の採択要件等を満たさないことが判明した場合。
- (5) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合。
- (6) 本条第1号から第4号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と市長が認めるとき。

(帳簿等の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿等その他証拠書類を整理し、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(立入検査)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業実施主体に対して報告をさせ、又は立入りによる帳簿書類等を検査させ、もしくは関係者に事情を聞くことができる。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。